

## 定期電圧測定の実施に係る経済産業省からの報告徴収の受領について

2023年3月14日  
関西電力送配電株式会社

当社は、電気事業法に基づく定期電圧測定の一部を実施していなかったことが判明し、本日、経済産業省から報告徴収を受領しました。

定期電圧測定は、毎年、近畿経済産業局から指定された期間に適正な電圧で電力を供給できているかを測定する業務で、当社が測定対象箇所を選定のうえ、当該箇所に供給する電圧を測定し、その結果を3年間記録・保存することが義務付けられています。

今回、大阪府内の配電営業所において、2022年度分の定期電圧測定を実施していないことを確認しました。これを受けて、詳細な調査を進める中で、当該配電営業所では、記録が保存されている過去3年間において測定結果を不適切に上位機関である電力本部に報告していたことを確認しています。

本件は、法令遵守ができていなかったものであり、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を重く受け止め、早急に詳細な事実確認を進めるとともに、原因究明と再発防止対策を策定・実行してまいります。

以上

別紙：定期電圧測定の概要

# 定期電圧測定の概要について

2023年3月14日

関西電力送配電株式会社

# 定期電圧測定の概要






- 定期電圧測定は、電気事業法に則って、毎年近畿経済産業局（以下、近経局）より指定された期間に電圧を測定する業務
- 測定対象は、変電所単位で1箇所以上の需要家（お客さま）
- 測定結果は、3年間保存する必要がある

関係法令	条文
電気事業法	<b>第二十六条（電圧及び周波数）</b> <b>1</b> 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない ～略～ <b>3</b> 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない
電気事業法施行規則	<b>第三十九条（電圧及び周波数の測定方法等）</b> 法第二十六条第三項（中略）の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする <b>1</b> 測定は、別に告示※するところにより選定した測定箇所において行うこと <b>2</b> 測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）が指定する期間において1回、連続して24時間行うこと <b>3</b> 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする ～略～ 三 測定の結果の記録は、三年間保存すること

※変電所からの引出しに係る配電線路により標準電圧100[V] 200[V]で電気を供給する需要家のうちから一箇所以上の需要家を任意に抽出

- 前頁の法令に則り、毎年6月上旬に近経局から当社へ電圧測定期間の指定通知文が送付される  
(2022年度の電圧測定期間)  
  - ✓2022年6月20日から9月19日まで、または、12月1日から2023年2月28日まで
- 通知文受領後、本店から電力本部を通じて配電営業所に定期電圧測定を依頼
- 配電営業所は、測定対象箇所を選定し、協力会社へ工事手配を実施
- 協力会社は、指定された測定箇所の計器で定期電圧測定を実施

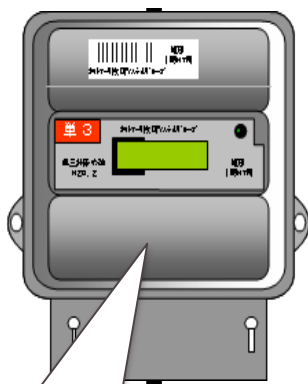
## ◆定期電圧測定にかかる業務フロー

近経局	本店	電力本部	配電営業所	協力会社
				
	<b>通知</b> →	<b>依頼</b> →	<b>依頼</b> →	<b>発注</b> →
	<b>【実施内容】</b> ・測定期間の通知 ・報告期日（2023年3月）の通知 ・対象リストの作成・通知	<b>【実施内容】</b> ・測定期間の通知 ・報告期日（2023年3月）の通知	<b>【実施内容】</b> ・対象リストから測定対象箇所（計器）を選定 ・測定作業の発注	<b>【実施内容】</b> ・測定を実施

- 測定箇所（需要家計器箇所）へ電圧測定ユニットを取付けし、測定開始
- 連続24時間以上測定後、電圧測定ユニットを取外し、測定データを抽出
- 測定データを基に、帳票作成ツールにより報告帳票（様式 A 及び様式 B）を自動作成

## 測定ユニット取付け

指定期間内で任意（上期6～9月、下期12～2月）



電圧測定ユニット

## 測定データ抽出



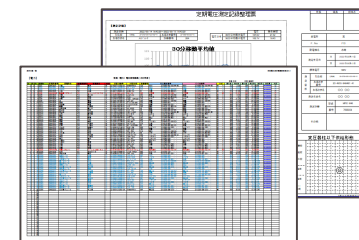
電圧測定ユニット

## 報告帳票作成

全測定完了後（3月）



帳票作成ツール



様式 A 及び様式 B

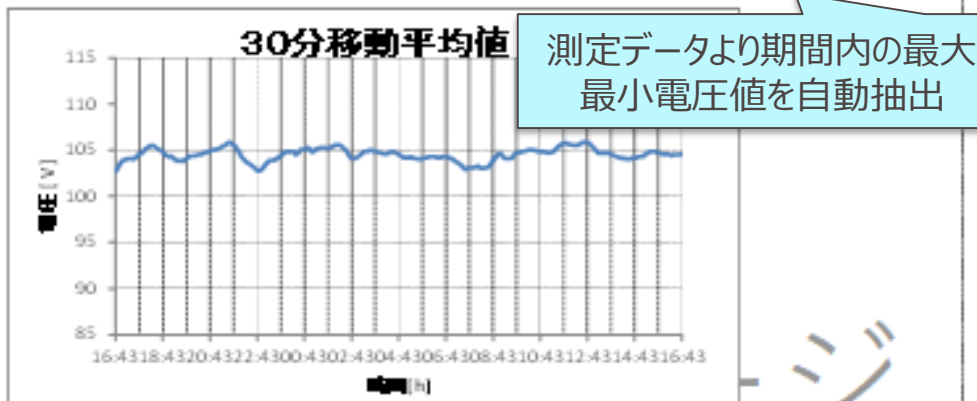
# (参考) 様式 A (個別測定結果)

## 定期電圧測定記録整理票

### 【測定記録】

測定日時	2022/09/14 16:43:20~2022/09/15 16:43:20		
引込柱	お客さま番号	計器番号	
お客さま名			

電圧分佈	30分平均最大電圧	電圧	発生時間
		105.9V	21:32
	30分平均最小電圧	102.7V	16:43



測定データより結果グラフを自動作成

電圧分佈													発生時間												
時刻	電圧分佈												発生時間												
時刻	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	時刻	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧	電圧			
16:43	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	21:32	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9	105.9		

測定月日	
検査月日	
所要日数	

### 【定期電圧測定結果(様式A)への入力項目】

項目	支店	管	変電所名	F. No	配電柱名	地域	最大値	発生時	最小値	発生時	判定月	判定
コード記入欄	2	3	真	F13	水時	A	106V	21:32	103V	16:43	9月	○

\*最大値、最小値は小数点第1位を四捨五入し、整数化して入力すること。

所属	係長	担当者

変電所	真	
F. No	F13	
配電柱名	水時	
測定年月日	日	2022年09月14日
	時	2022年09月15日
標準電圧	100V	
測定箇所	引込柱	[遮断]
	お客さま番号	
	お客さま名	
測定者氏名	[遮断]	
測定計器	型式	MRC-640
	番号	7098034
その他		

### 変圧器柱以下供給形態

○変圧器柱	
○その他柱	
△先方小柱	
■柱2挿式	
■柱3挿式	
.....	
3相4挿式	



# 定期電圧測定結果の報告

- 配電営業所は、電力本部へ様式 B（測定一覧）を報告
- 電力本部は、各配電営業所の様式 B を集約し、様式 C（所別測定一覧）を作成、本店へ報告
- 本店（配電部）は、様式 C を集約し、様式 D を部内報告
- なお、報告期日となる 3 月に配電営業所から未報告の場合、電力本部にて報告督促を実施

